第17回環境省政策会議(概要)

日時:平成22年3月9日(火)15:30~ 場所:衆議院第一議員会館 民主党A会議室

く議題>

- (1) 地球温暖化対策基本法案について
- (2) その他

<副大臣より挨拶>

<小林審議官より資料説明>

~以下、主な意見及び回答~

- ○端的に3点質問する。
- ○第一に、排出量取引について、総量規制を原則とするのかどうか伺いたい。個人的には、 総量で規制をして総量を抑えなければ基本法として意味はないと考えている。イギリス の排出量取引制度は原単位を選択できるような制度にしたが、失敗に終わり、2006 年 に終了している。失敗の理由は、原単位だと総量が規制できないことと、原単位だと排 出枠が事後発効するので、取引期間が短期になり投機の対象となり易いこと。
- ○次に、環境と経済のバランスについてどう考えているのか伺う。今日の朝日新聞では、 環境と経済のどちらを中心に考えるのかが問題になっているが、この基本法では両者を 対立関係に捉えるのではなく、環境が経済を引っ張っていくような意気込みを規定すべ きと考える。1970年の自民党政権時代の公害国会で公害対策基本法の経済調和条項が 削除されたが、そういった条項が2010年に民主党政権下における地球温暖化対策基本 法で再び規定されることを危惧している。
- ○最後に、基本法の所管省庁はどこになるのか伺う。地球温暖化に関する事務を所掌する 大臣となっているようだが、環境大臣でない理由如何。

【田島環境副大臣からの回答】

- ・排出量取引制度に係る総量規制の問題については、我々としてはキャップ&トレード方式が政府のコンセンサスであると考えているが、この制度の導入にあたって経済成長を阻害するのではないかという御懸念・御意見があることも十分認識している。したがって、キャップ&トレード方式に加えて、原単位の扱いについても広く皆様から御意見を伺いながら、今後、制度設計をしていきたいと考えている。
- ・経済と環境のバランスについては、25%削減という意欲的な目標を達成するためには、 経済と環境の両立を図らなければならない。また、世界に先駆けて低炭素社会を実現す

ることによって、環境分野において新たな産業を創出し、それによって環境が経済を引っ張っていくという考え方を基本として法案をまとめていきたいと考えている。また、新しい事業の創出と並んで、就業の機会の増大や産業の国際競争力の確保、雇用の安定への配慮等も基本法の中に位置付けていきたい。

- ・所管省庁については、環境大臣のほか、省エネ等については経済産業大臣、交通における排出抑制対策等については国土交通大臣、森林吸収源対策については農林水産大臣、外交については外務大臣が含まれるなど、各省庁がそれぞれ施策を持っている。ただし、実際の作業は環境大臣が中心となって、関係省庁と緊密に連携を図りながら進めていきたいと考えている。今後、基本計画の案の作成等についても環境大臣が中心となってやっていきたい。
- ○地球温暖化対策の一つとして原子力を考えているようだが、安全性の確保という点に十分配慮し、「推進」といった言葉の使用には慎重であるべき。
- ○排出量取引は総量規制を位置付けて欲しい。
- ○経済の成長力・競争力も重要だが、これが全面に出れば出るほど今後の基本法に基づく 具体的な施策遂行における規制となる。新たな産業を創出するという視点を重視して産 業の成長力・競争力というものを規定して欲しい。
- ○最終的な条文を閣議決定前に見る機会が欲しい。

【田島環境副大臣からの回答】

- ・原子力については御意見として承る。
- ・閣議決定前に条文をお見せするという点については、皆様には閣議決定前にもう一度しっかり条文をお示ししたいと考えている。
- ○先日、私が所属している経済産業委員会の質問研究会で初めてこの法案が議題となった。この法案では持続可能な成長というものを日本でどう考えていくかがポイントとなるが、環境は「持続可能」という方を重視し、経済は「成長」という方を重視しており、議論が一方通行で意思疎通ができていないように感じる。副大臣レベルでは環境省と経産省との意思疎通がなされているようだが、政策会議はバラバラに行われている。国会議員は省庁に縛られる必要はなく、包括的にものごとを考えていくべきであるので、環境と経済の政策会議を合同で開催し、国対から意見を聞くことを検討してもよいのではないか。

【田島環境副大臣からの回答】

・環境と経産の合同政策会議については、以前から御提案はいただいていたものの、現在、本法案に係る作業が時間的に非常にタイトになってきており、本法案については合同会議の開催は叶わなかった。今後も政策会議の開催の在り方については政府全体として議論していきたい。

○経済の状況が厳しい昨今、鳩山政権の経済成長戦略が極めて重要であり、この経済成長 戦略の柱の一つが環境。個人的には、排出量取引制度については、原単位を世界最高水 準にするような制度にして経済成長につなげていくのが良いと考える。地球温暖化対策 税については、この税について国民の理解を得られるのであれば、その税収は温暖化対 策に使うべきと考える。

【田島環境副大臣からの回答】

- ・経済成長戦略との関係については、我々としても決して経済成長と本法案が無関係と考 えているわけではなく、本法案の中でも経済成長というものをしっかり位置付けていき たいと考えている。環境が経済成長を牽引していくという点が本法案の一つの柱である。
- ○温暖化対策について、原子力抜きで考えることはあり得ないと考えている。連立政権であるから原子力を抜くなどということはあってはならない。民主党として、温暖化対策における原子力の取扱いについてしっかり議論するべき。
- ○原子力については議論が必要。温暖化対策の中で原子力がどこにどう位置付けられるが、 全体のフレームを決める。

【田島環境副大臣からの回答】

- ・原子力については、これまでも度々御意見をいただいてきた。我々としても温暖化対策 において原子力を除外しようなどというつもりはないし、その重要性は十分認識してい る。ただし、連立政権の一つの課題となっていることも事実であり、その点はご理解い ただきたい。
- ○原子力エネルギーは、現状でも我が国のエネルギー供給の 40%を占めている。単純に原子力が良い悪いと議論するのではなく、資源小国の日本において、果たしてこの原子力の占めている 40%を代替するエネルギーがあるのかどうか、我が国のエネルギーを何でどう確保していくのか、真剣に議論する必要がある。
- ○原子力をしっかり書けないことを連立のせいにしないで欲しい。、基本法は今世紀中頃 まで、ずっと続くもの。それを連立のせいでかき回されるのはおかしい。
- ○原子力の利用について基本法に書けないのであれば 25%目標の旗は下げるべきである。

【田島環境副大臣からの回答】

- ・原子力について、連立を理由に書けないといった説明に聞こえたとすれば反省。エネルギーに係る施策の一つとして位置付けたいと考えており、まだ閣僚レベルでの議論を見守っている段階ではあるが、御意見はできるかぎり伺い、反映させていきたい。
- 〇再生可能エネルギーの 10%目標については、25%中期目標の前提条件とどう関連して

いるのか。

【小林審議官からの回答】

- ・再生可能エネルギーの導入目標については、中期目標の前提条件が成就しなければ再生 可能エネルギーの導入目標も効力を生じないということではない。再生可能エネルギー の目標については、これはこれで進めていくこととなる。
- ○附則で前提条件を書いているが、前提条件が成就するまではどうなるのか。

【田島環境副大臣からの回答】

- ・附則については、中期目標についての附則であり、長期目標についてはかからない。前 提条件成就前でも、長期目標の達成に向けて施策を進める。
- ○質問ではなく想いを述べる。地球温暖化問題が議論されるようになった時、これによって日本の進むべき道が明らかになると感じた。環境が経済をリードするというのであれば、国家戦略としてやらなければならない。数々の経済成長戦略が効果を発揮していないのは、国家戦略がないため。イギリスが保険でやったように、またアメリカが宇宙工学やITでやったように、日本は環境でやっていくんだという力強いメッセージが必要だと思う。ただ、現在の基本法の議論にはフレームがない。私は昔商社にいたがフレームがないところに投資はできない。やはり企業の足を止めないためにどのようなフレームを設けるかを考えていかなければならない。
- ○脱化石燃料化という言葉にはいささかの疑問を感じる。例えば、石油の減産が起きた際にアスファルトの生産量が下がり道路工事がとまった。その時、とある環境派の方は輸入してくれば良いと言ったが、アスファルトは高温で保温をしなければならない。そういった意味で、今後、石油製品の使用をどう考えていくのかも踏まえて条文の文言を検討してほしい。拙速な議論とまでは言わないが、議論が前のめりに進んでいっていることを危惧。

【田島環境副大臣からの回答】

- ・国家戦略については、この基本法の中に政府としての戦略を盛り込んでいるものと認識 している。
- ・脱化石燃料化という言葉については、産業界からも御意見をいただいているところであるが、政権としての覚悟を明らかにするために、この言葉を盛り込むこととした。もちろん化石燃料を使わない社会が実現するのは遠い先であるが、このような意気込みを基本法でうたうことによって温暖化対策への決意を明らかにしたいと考え、規定しているところ。

- ○全量買取制度と、制度として全量買うのは違うといった説明があったと思うがどういう ことかもう一度教えて欲しい。再生可能エネルギーは大変きれいなエネルギーであるが、 電気にすると大変始末が悪い。今日のような天気では太陽光発電は機能しない。安定的 かつ品質の高い電気を安く手に入れるためにはどうしたらよいかも考える必要がある。
- ○全量買取は、お金持ちが売って、それを貧乏人が買うことになる。これをどう考えるか。 企業でも同じことが起こる。
- ○固定価格買取制度で決めるのは値段と時間のみ。どのくらいの量の再生可能エネルギー の電気が入ってくるかはわからない。糸の切れた凧状態。系統との調和によって、いま までと同様に安定した電力を供給するためにどうしたらよいかが課題。
- ○排出量取引で総量か原単位かという議論については、企業の削減努力と生産努力が両方活かせる道を考えて欲しい。キャップをかけて経済が縮小すればよい地球ができるというのはおかしい。

【小林審議官からの回答】

・固定価格買取制度については、現在経産省で実施しているのは余剰買取制度。作った電力全てを売ることができるのが全量買取制度。民主党のマニフェストにあったのは全量買取制度。どこまでの再生可能エネルギーについて全量買取制度を導入するかが今後の制度化の検討課題。

【大谷環境大臣政務官からの回答】

- そういった点は今後の具体的な制度化にあたっての検討課題。
- ・閣議決定前に、もう一度政策会議を開きたい。

(以上)